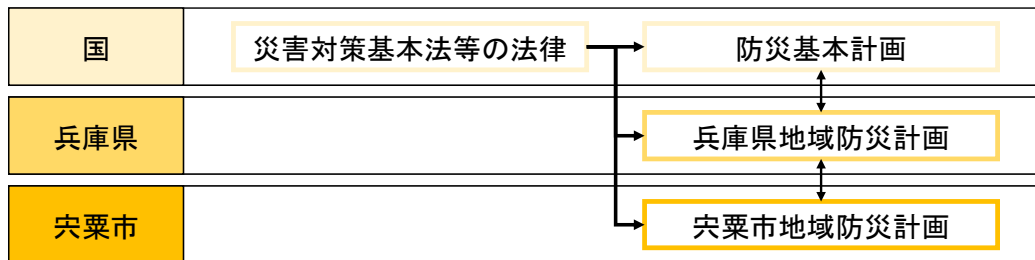


令和7年度 宍粟市地域防災計画 改訂概要

1. 計画の位置づけ

宍粟市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域の災害対策全般に関し、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

本計画の理念に「人の和（わ）で命を守るまちづくり」を掲げ、住民と地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して減災と災害対策に取り組む。本計画は、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画との整合性を有しつつ、地域の特性を踏まえた計画である。



2. 計画の構成

編		章		編		章	
1	総則	1	計画の前提	5	大規模事故等 応急対策計画	1	基本方針
		2	災害の履歴と今後想定される災害			2	組織と職員配備
2	災害予防計画	1	基本方針			3	情報の収集と伝達
		2	災害対策に関する防災基盤の整備			4	広域応援要請及び派遣
		3	災害応急対策への備え			5	被災者の応急救助
		4	住民参加による防災力の向上			6	交通輸送対策
		5	大規模事故等の災害予防対策			7	ライフライン対策
		6	大規模広域災害時の受入れ対策			8	生活支援対策
3	風水害応急対策計画	1	基本方針			9	雪害対策
4	地震応急対策計画	2	組織と職員配備			10	大規模火災対策
		3	情報の収集と伝達			11	危険物等事故の対策
		4	住民と地域の行動			12	突発重大事案の対策
		5	広域応援要請及び派遣			13	道路災害対策
		6	被災者の応急救助			14	原子力事故対策
		7	廃棄物処理対策	6	災害復旧計画	1	災害復旧事業の実施
		8	交通輸送対策			2	生活支援対策
		9	ライフライン対策			3	復興計画の策定
		10	教育対策				
		11	農林業対策				
		12	二次災害防止対策				
		13	生活支援対策				

3. 改訂の内容

- 1) 法令、上位計画及び社会情勢等の変遷を踏まえた事項
- 2) 危機管理課による修正箇所精査：4月14日～5月9日
- 3) 庁内関係部署からの意見
 - ・庁内照会の実施期間：5月12日～5月21日
- 4) 民間事業者等との協定の追加

4. 主な改訂事項

○第2編 災害予防計画

災害に備え日ごろから行政や地域、住民が取り組むべき活動

- 1) 総合防災訓練 【第2章第2節 予19】
 - ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い
- 2) 民間事業者との連携 【第3章第3節 予25】
 - ・災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定
- 3) 応援・受援体制の整備 【第3章第3節 予25】
 - ・職員が現地で自活できるような資機材や装備品の充実
- 4) 備蓄物資等の調達 【第3章第8節 予35】
 - ・運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する取組み
- 5) 緊急輸送道路ネットワークの形成 【第3章第9節 予37】
 - ・生活インフラ事業者・関係機関等との連携の強化
- 6) 避難行動のあり方と避難所の選定 【第3章第15節 予51】
 - ・地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進
- 7) 感染症対策 【第3章第15節 予53】
 - ・新型インフルエンザ等感染症の対策
- 8) 育成強化対策 【第4章第3節 予62】
 - ・必要な資格の取得など実践的な教育訓練の推進
- 9) 消防施設等の整備強化 【第5章第2節 予67】
 - ・大規模地震や同時多発火災など多様な災害への対応
- 10) 原子力災害時の受入施設と対象地区 【第6章第3節 予79】
 - ・避難所及び対象地区の見直し

○第3編～第5編 応急対策計画（共通）

災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

- 1) 自衛隊の活動範囲 【全編】
 - ・避難の援助及び給水支援に入浴支援の追加
- 2) 民間事業者等との協定 【第5章第4節 風45、地39、第4章第4節事35】
 - ・災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定
- 3) 指定避難避難所の名称変更 【第6章第2節 風50、地44、第5章第2節 事39】
 - ・「城下小学校」を「山崎南小学校」へ、「戸原小学校」を「旧戸原小学校」へ修正
- 4) 避難所等における愛玩動物の対応

【第6章第2節 風 56、地 49、第5章第2節 事 48】

- ・家庭動物のためのスペース及び資材の確保

5) 住宅の応急修理

【第6章第9節 風 66、地 60、第5章第9節 事 58】

- ・応急資材の追加

○第3編 風水害応急対策計画

風水害における災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

1) 復旧過程

【第9章第3節 風 83】

- ・生活インフラ事業者・関係機関等との連携を強化と迅速な復旧

○第4編 地震応急対策計画

地震における災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

1) 県への報告

【第3章第4節 地 24】

- ・SAR衛星の活用